

永田クラブ
厚生労働省記者クラブ
農林水産省記者クラブへ貼り出し

平成21年2月12日
内閣府食品安全委員会事務局

食品安全委員会の改善に向けて(案)に関する 御意見の募集について

標記の件について、別紙のとおり、平成20年2月12日から平成20年3月13日までの間、御意見の募集を行いますのでお知らせいたします。

【本件連絡先】

内閣府食品安全委員会事務局

総務課 保科、難波

電話：03-5251-9127 又は 9128

※ この「プレスリリース版」には、業務の効率化などの観点から、食品安全委員会の改善に向けて(案)は添付されていません。食品安全委員会のホームページ掲載の食品安全委員会の改善に向けて(案)をご覧ください。

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/> から、
「意見募集等」コーナーへ

【食品安全委員会について】

食品安全委員会（委員長：見上彪（みかみ・たけし））は、平成15年7月1日に内閣府に設置された、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価機関）です。7名の委員で構成され、その下に14の専門調査会が設置されています。

添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料の分野のリスク評価を行なっています。

(別紙)

「食品安全委員会の改善に向けて（案）」に関する御意見の募集

平成 2 1 年 2 月 1 2 日
内閣府食品安全委員会事務局総務課

概要

食品安全委員会においては、昨年7月に設立5周年を迎えたことを契機に、これまでの活動実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方について見直しを行って行く必要があるとして、平成20年7月24日に開催された第248回会合において、「委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定しました。

この決定を受けて、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である食品安全委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかという観点から、食品安全委員会並びに食品安全委員会の下におかれている企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会において検討を行ってまいりました。

このような調査審議を経て、2月12日に開催された食品安全委員会において、別添のとおり、「食品安全委員会の改善に向けて（案）」を取りまとめましたので、この内容について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします（電話による御意見の受付はしておりません）。

なお、お寄せいただいた御意見に対して個別に回答は致しかねますこと、また、お寄せいただいた御意見については、その検討結果と併せて、食品安全委員会のホームページ上において公開させていただきますので、その旨御了承願います。

意見の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送のいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。

【記入事項】

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ① 「食品安全委員会の改善に向けて（案）」に関する意見の募集 | |
| ② 氏名（法人の場合は会社名/部署名等） | |
| ③ 職業 | ⑤ 電話番号 |
| ④ 住所 | ⑥ 御意見 |

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局総務課内

「食品安全委員会の改善に向けて（案）」意見募集担当 宛

○ 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記URLより送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0093.html>

○ ファックスの場合：03 - 3591 - 2236

○ 郵送の場合：

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階

なお、電子メール又はファックスでお送りいただく場合には、表題を「食品安全委員会の改善に向けて（案）に関する意見の募集」としていただきますよう、また郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】 平成21年3月13日（金） 17：00 必着

【提出上の注意】

- 御提出いただく御意見は、日本語に限らせていただきます。
- 個人は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載して下さい。なお、これらは、必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただきます場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するためにお尋ねしております。
- 電子メールにより提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。